

令和4年7月21日

教育保育施設入園児保護者 様

石垣市福祉部こども未来局長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止へのご協力について

日頃から、教育・保育行政に対するご理解ご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、本市における新型コロナウイルス感染状況は、急激に再拡大しており非常に厳しく、医療のひっ迫など社会機能にも影響が出ております。また、10歳未満の感染者も多く、保育従事者の感染も報告され、休園措置も余儀なくされています。

つきましては、教育保育施設での感染を防止し、安全に保育を実施するため、下記について改めて保護者の皆様のご協力をお願いいたします。

記

- 1 園児に風邪症状（発熱、鼻水、咳、嘔吐、下痢、倦怠感等）がみられるときや、同居の家族等に風邪症状がみられるときは、症状が改善するまで家庭内保育をお願いします。
- 2 家庭内に陽性者（無症状を含む。）や接触者（親兄弟など）がいる場合は、その家庭内の園児・児童は登園（利用）停止とします。ただし、当該接触者がPCR検査で陰性と判定された場合は、登園（利用）可とします。
- 3 上記1及び2以外についても令和4年7月11日から8月31日までの間、家庭内保育にご協力いただきました家庭に対しましては、基本保育料の日割り還付を行います。
- 4 陽性者及び接触者の有無にかかわらず、家庭内においては、日常的に次の事項等の感染対策をお願いします。
 - (1) 定期的に室内の換気を行いましょう。
 - (2) こまめに手洗い（手指消毒）をしまししょう（帰宅時等）。

※ 国や県の方針等によっては、今回の取扱いを変更する場合があります。

(沖縄県の家庭内感染防止チラシ)



石垣市福祉部こども未来局
子育て支援課
電話 82-1704

(八重山保健所からのお知らせとお願い)